

環境管理・調整法(ケニア)

1999年第8号

(抄訳)

第1編 前書き

(略)

(解釈)

2. 本法では、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、

(略)

「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。

(略)

「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

(略)

第2編 一般原則

(略)

第3編 運営

(略)

(国家環境管理局の設置)

7. (1) 国家環境管理局と呼ばれる組織を設立する。

(2) 当局は、永続的継続性(perpetual succession)及び公印を有する法人であり、その法人名において以下を行うことができる。

(a) 提訴及び応訴

(b) 動産及び不動産の接收、購入、請求及び処分

(c) 借金

(d) 契約の締結

(e) 本法の適切な執行のため法人が合法的に実施できるその他そのようなすべての事柄又は行為の実行又は実施

(本部)

8. 当局の本部はナイロビに置く。

(当局の目的及び機能)

9. (1) 当局が設立された趣旨及び目的は、環境に関連するすべての事項の総監督及び調整を行うこと、並びに環境に関連するすべての政策の実施において政府の主管機関となることである。

(2) 前述の一般性を損なうことなく、当局は以下を行う。

(a) ケニアの人々の生活の質の改善のため、環境資源の適切な管理及び持続的な収量に基づいた合理的な利用を確保することを目的として、主要機関が行っているさまざまな環境管理活動を調整し、開発政策、計画、プログラム及びプロジェクトにおける環境配慮の取り込みを促進する。

(b) ケニアの天然資源並びにその利用及び保全を評価する。

(c) 関連主要機関と協議の上、土地利用ガイドラインの策定及び見直しを行う。

(d) 土地利用パターンを調査し、それらの天然資源の質及び量への影響を判定する。

(e) 環境の適切な管理及び保全を支援する調査を実施する。

(f) 環境の管理又は環境分野の関連国際規約、条約及び協定の実施のため、法的取組み及びその他の取組みについて適宜政府に助言を行う。

(g) ケニアが加盟すべき、またケニアが加盟国となっており、合意内容の実施をフォローアップすべき地域的及び国際的環境規約、条約及び協定について、政府に助言を行う。

(h) 環境分野における研究、調査の実施及び調整、並びにかかる研究、調査の発見に関する情報の収集、照合及び普及を行う。

(i) 環境管理のために資金的及び人的資源を動員し、その利用をモニタリングする。

(j) 本法の下環境監査又は環境モニタリングを実施しなければならないプロジェクト及びプログラム又はプロジェクト及びプログラムの種類、計画並びに政策を特定する。

- (k) 環境悪化を引き起こす可能性のある事故を防止する手続き及び保護対策を開始及び展開し、事故が発生した場合は善後策を展開する。
- (l) 関連主要機関が実施している活動を含む活動について、当該活動によって環境が悪化しないこと、環境管理の目標が順守されること、また差し迫った環境危機に対して十分な早期警報が行われることが確保するため、モニタリング及び評価する。
- (m) 関連主要機関と協力し、適切な環境管理の必要性に関する環境教育及び社会認識の強化を目的としたプログラム、並びにその点に関して一般の支援を獲得し、他の団体の取組みを奨励するためのプログラムを実施する。
- (n) 環境管理及び環境悪化の防止又は緩和に関連するマニュアル、規則又はガイドラインの発行及び普及を行う。
- (o) 天然資源管理及び環境保護に従事する団体が自らの責務を十分に果たせるよう、可能な場合、かかる団体に対して助言及び技術支援を提供する。
- (p) ケニアの環境状況に関する年間報告書を作成及び発行する。またこの点に関連して、いかなる主要機関に対しても、当該主要機関の管理下にある環境セクターの状況に関する報告書の作成および当局への提出を指示することができる。
- (q) その他、政府が当局に課す役割又は本法において規定された役割の一部若しくは全体の当局の遂行に付随又は寄与する役割を果たす。

(3) 大臣は、(2) 項(p)の下作成された環境状況に関する毎年の年間報告書を、その発行後合理的に実行可能な限り速やかに国民議会に提出する。

(当局の理事会)

10. (1) 当局は以下から構成される理事会によって管理される。

- (a) 大統領が任命した議長
- (b) 当該時点で当局関連事項を担当している省の事務次官又は当該事務次官が書面にて任命した同省の職員
- (c) 大統領が任命した局長
- (d) 当局の役員を務める部長 3 名
- (e) 大臣が評議会と協議の上任命した公務員以外のメンバー 7 名
- (f) 当局が任命した理事会の事務局長

(2) 何人も、環境法、環境科学若しくは天然資源管理又は関連社会科学分野において少なくとも公認大学の大学院学位を有していない限り、また局長の場合は関連分野において少なくとも15年の職務経験を有していない限り、(1) 項(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)において任命されない。

(3) (1) 項(a)及び(e)により規定されるメンバーは、それぞれの任期終了日が異なるよう、異なるタイミングで任命することが望ましい。

(4) (1)項(a)、(c)及び(e)のもと任命されたメンバーは、4年を任期とし、さらに4年間のもう一期再任命される資格を有する。

(5) 理事会は、(1)項(e)項において任命されたメンバーの中から副議長を選出する。

(6) 理事会は、各会計年度において少なくとも4回開催される。

(7) 議長は本人が出席する理事会の各会議の進行を務めるが、議長欠席の場合は副議長が進行を務め、副議長欠席の場合は出席しているメンバーが当該メンバーの中から、当該会議及びその場の執行業務に関して議長の全権限を有する者を1名選出する。

(8) 満場一致に達しない限り、理事会に提議されたいかなる事項も、出席しているメンバーの投票数の過半数で可決し、同数票の場合は議長又は会議の進行を務める者が決定票を投じる。

(9) 理事会の業務執行の定足数は、進行を務める者を含めた7名とし、理事会によって承認又は実施しなければならないすべての行動、事項又は事柄は、出席及び投票したメンバーの過半数によって可決した決議により成立する。

(10) 理事会の事務局長は、理事会に提議されたいかなる事項にも投票する権利を持たない。

(11) 理事会のメンバーは、以下のいずれかに該当する場合、任命権者によって解任させることができる。

(a) 破産宣告を受けた場合又は自らの債権者と示談若しくは債務整理計画を締結した場合

(b) 有罪判決を受け、罰金刑の選択がない6か月以上の懲役を宣告された場合

(c) 長期の肉体的又は精神的疾患により、理事会メンバーとして自らの責務を果たすことに不適格となった場合

(d) 何らかの理由で自らの職務の役割を適切に果たすことができなくなった又は資格がなくなった場合

(12) 理事会のメンバーが任期満了前に死亡若しくは辞任又は別途職務を辞した場合、任命権者は当該メンバーの代わりとなる他の人物を任命する。

(13) 長引く可能性のある一時的な不適格状態のために局長が自らの職務の役割を果たせない場合、大統領は、かかる不適格状態が解決したと大統領が判断するまでの間、局長の全権を帯びて行動する代理人を任命することができる。

(14) (a) 局長は、当局の最高責任者であり、本法に従い、当局の業務の日常の管理に責任を有する。

(b) 部長は、本法が付与した役割及び局長が課す追加的な責務を果たす。

(c) 当局の局長及び部長には、大統領が随時定める給与及び手当が支払われる。

(15) 第(6)項、第(7)項、第(8)項及び第(9)項に従い、理事会は自らの手続きを規定する。

(当局の権限)

11. 当局は本法における自らの役割を適切に果たすために必要なすべての権限を有する。前述の一般性を損なうことなく、当局は、

当局が設立された目的を推進する最善の方法により、当局の資産を管理、監督及び運営するために、特に以下の権限を有する。

- (a) 資本支出及び経常支出のため、並びに当局の積立金のために策定すべき条項を定める権限
- (b) 譲渡、贈与、寄付又は寄贈を受領し、そこから合法的な支払いを行う権限
- (c) 当局が設立された目的を推進するため、当局が望ましい若しくは適切と考えるケニア国内又は国外の他の機関又は組織と提携を結ぶ権限
- (d) 当局の資金のために銀行口座を1つ以上開設する権限
- (e) 自らの目的のために直近で必要としない当局の資金を第26条に規定された方法で投資する権限

(主要機関に関する権限)

12. 当局は、いかなる主要機関に対しても、本法若しくはその他の成文法によって、又はその下で当該主要機関に課された環境分野に関する責務のいずれかを当局が定めた期限及び方法で実施することを、当局のそうした意図を合理的な通知で伝えた上で指示することができる。また、主要機関が当該指示に従わない場合、当局は当該責務を自ら実施、又は実施させることができる。その際当局に発生した費用は民間債務で賄い、当局はこれを主要機関から取り戻すことができる。

(当局の業務及び事務の実施)

13. ¹本法に従い、当局は自らの手続きを規定する。

(局長及び部長の俸給)

14. 当局は、局長及び部長に対し、大統領が随時定める給与及び手当を支払うが、当該給与及び手当は当人の任期中、当人の不利益となるよう変更してはならない。

(当局による委任)

15. 本法に従い、当局は一般的なもの、特殊なケースに関わらず、決議によって、当局の委員会又は当局のメンバー、役員、職員若しくは代理人に対し、本法における当局の権限のいずれかの行使又は役割若しくは責務のいずれかの遂行を委任することができる。

※脚註は環境省作成。

¹ 原文では13.(1)だが、13.と考えられる。

(当局のスタッフ)

16. 当局は、本法又はその他成文法における自らの役割を適切に果たすために必要な当局の役員又はその他のスタッフを、当局が定めた職務条件に基づいて任命することができる。

(当局の公印)

17. 当局の公印は、当局が指名する者が保管し、当局の命令がない限り使用してはならない。

(個人的責任からの保護)

18. 当局のメンバー又は当局の役員、職員若しくは代理人が行ったいかなる事項又は事柄に関しても、当該事項又は事柄が当局の役割、権限又は責務を果たすために善意で行われた場合、当該メンバー、役員、職員若しくは代理人又はその指示に基づいて行動した者は行動、請求、要求等に対する個人的責任を負わない。

(当局の損害賠償責任)

19. 第 18 条の条項は、本法若しくはその他成文法が当局に付与する権限の行使又は業務の全体的若しくは部分的不履行から生じる人的損害、物的損害又は何らかの利益損害に関し、当局が当人に賠償又は損害賠償を支払う責任を免除するものではない。

(一般基金)

20. (1) 当局に帰属する一般基金が存在する。

(2) 一般基金には以下のものが支払われる。

(a) 本法における自らの権限の行使又は自らの役割の遂行にあたり、当局に発生又は帰属する金銭又は資産

(b) (3) 項に基づいて大臣が当局に配分する金銭

(c) その他の資金源から当局に提供、寄付又は貸与されたすべての金銭

(3) 本法における自らの権限の行使又は自らの役割の遂行において当局に生じる費用に対し、議会がかかる目的のために規定した金銭から、当局に補助金を出す。

(4) 自らの目的、役割及び責務の執行、履行及び遂行において当局に生じる費用を負担するため必要なすべての金額を一般基金から支払う。

(会計年度)

21. 当局の会計年度は、毎年 6 月 30 日に終了する 12 か月間とする。

(年間予算)

22. (1) 各会計年度が始まる少なくとも 3 か月前に、当局は当該年の当局の収支予算書を作成させる。

(2) 年間予算書は、当該会計年度の当局の予算支出額を規定する。また、当該予算書は特に以下を規定する。

(a) 当局のスタッフに関する給与、手当及びその他費用の支払い

(b) 当局のスタッフに関する年金、退職金及びその他費用の支払い

(c) 当局の建物及び土地の適切な維持管理

(d) 当局の機材及びその他の資産の維持管理、修理及び更新

(e) 退職金、建物若しくは設備の保険若しくは更新、又は当局が適切と考えるその他の事項に関し、将来発生する可能性のある債務の支払いを行うための積立基金の創設

(3) 年間予算書は、関連する会計年度が始まる前に当局において承認し、承認のために大臣に提出する。大臣の承認の後、当局は大臣の同意なしに年間予算を増やしてはならない。

(財務書類及び監査)

23. (1) 当局は、当局の収入、支出及び資産の帳簿及び会計記録をすべて適切に作成させる。

(2) 当局は、各会計年度終了後 4 か月以内に、当局の財務書類に以下を加えて会計検査長(法人)又は本条の下任命された会計検査官に提出する。

(a) 当該年の当局の損益計算書

(b) 当該年の最終日における当局の貸借対照表

(3)² 当局の財務書類は、国庫・会計監査法の第 29 条及び第 30A 条に従い、会計検査長(法人)又は国庫・会計監査法の第 29 条(2)(b)に従うことを条件に当局が会計検査長(法人)の承認を得た上で任命する会計検査官が監査し、報告する。

(国家環境信託基金)

24. (1) 本法により、国家環境信託基金と呼ばれる基金(以下「信託基金」と言う)を設立する。

(2) 信託基金は、以下から構成される。

(a) 信託基金が、何らかの資金源から寄付、寄贈、譲渡及び贈与の形で明示的に信託基金用と指定されて受領するすべての金銭

(b) 当局が自らの一般基金から明示的に信託基金用と指定するすべての金銭又はその他資産

² 原文では(5)だが、(3)と考えられる。

(3) 信託基金は当局に帰属し、大臣が適切と考える条件に基づいて大臣が官報通知によって任命する 5 名の管財人から成る理事会が本法に従い管理する。管財人は、任命される時点で、環境法、経済学、環境科学又は天然資源管理の分野において少なくとも公認大学の大学院学位を有する者とする。

信託基金の目的は、環境管理、能力向上、環境賞、環境関連の出版、奨学金及び補助金の必要性に資することを意図した研究を促進することである。

(4) 管財人理事会は、評議会の勧告に基づき、環境への模範的な貢献に対する賞金及び賞に対し、信託基金への特定の寄付を特別に割り当てること及びその目的に限って留保しておくことを決定することができる。当該賞金及び賞は、受賞者が環境管理に限って利用するものとする。

(国家環境再生基金)

25. (1) 本法により、国家環境再生基金と呼ばれる基金(以下「再生基金」と言う)を設立する。

(2) 再生基金は、以下から構成される。

(a) 当局が随時定める手数料又は保証金の一部

(b) 産業及びその他のプロジェクト提案者から、再生基金への出資として寄付又は徴収されるすべての金銭

(3) 再生基金は当局に帰属し、局長が本法に従って管理する。

再生基金の目的は、加害者が不明の場合又は例外的状況のため当局が環境悪化の制御若しくは緩和に介入する必要がある場合、環境悪化緩和のための補足的保険となることである。

(4) 大臣は、官報通知によって、プロジェクト提案者から再生基金用に資金を徴収するための命令を発行することができる。

(資金の投資及び資産の処分)

26. (1) 本法に従い、当局は自らの資金の一部を、管財人が暫定的に信託資金を投資してよい有価証券又は財務省がかかる目的のために随時承認するその他の有価証券に投資することができる。

(2) 本法に従い、当局は自らの目的のために直近で必要としない金銭を、当局が定めた 1 か所以上の銀行に預けることができる。

(3) 当局の資産は、次の場合に処分することができる。

(a) それらが流動資産である場合、当局の通常の業務執行において、

(b) 第 22 条に基づいて作成及び承認された年間予算書において当該収益の処分又は利用が顧慮されている場合、

(c) 予算書において当該処分が考慮されていない場合は大臣及び財務省の承認を得た上で、売却又はその他の方法による場合。

(年間会計報告)

27. (1) 会計年度終了後 3 カ月以内のできる限り早い時期に、局長は当該会計年度中の当局の活動に関する会計報告書を評議会に提出する。

(2) 第(1)項における局長の報告書には、当局の財務情報が含まれる。また、当該報告書に以下を添付する。

(a) 監査を受けた前会計年度の損益計算書

(b) 次会計年度の当局の収支予算書

(3) 大臣は、第(1)項に規定された報告書を受領した後、次の国民議会の会期後 14 日以内に、これを国民議会に提出する。

(保証金)

28. (1) 当局は、優れた環境実践(Good environmental Practices)に基づかない方法で運営された場合環境に重大な負の影響をもたらす、又はもたらす可能性の大きい活動、工場及び事業の登録簿を作成する。

(2) 財務担当大臣は、評議会の勧告に基づき、第(1)項の下特定された活動に従事する者又は工場及びその他の事業を運営する者が、優れた環境実践のための適切な担保となる保証金を支払うよう規定することができる。

(3) 第(2)項に基づいて定められた保証金は、当局から活動、工場又はその他の事業の運営者に対し、当該運営者が当局の満足が行くように優れた環境実践を遵守した場合、24 か月以内に無利子で返還する。

(4) 当局は、運営者が本法の条項に違反する環境実践に責任を有する場合、運営者に聴聞の機会を与えた後、保証金を接收することができる。さらに当局は、運営者が常習犯になっていると当局が確信した場合、本法の下運営者に発行したライセンスを取り消すことができる。

(5) 運営者は、本法における自らの保証金の接收に不満がある場合、当該事項を管轄裁判所に付託することができる。

(6) 本条において徴収された返還可能な各保証金の収益は再生基金に支払われ、第(3)項を条件とした納付者への返還又は当局による接收まで、再生基金の一部として扱われる。

(7) 本条の下再生基金に預けられた金銭から生じる利子は当局の利益とする。

(州環境委員会及び県(District)環境委員会)

29. (1) 大臣は、官報通知によって、各州及び各県に関し、それぞれ当局の州環境委員会及び県環境委員会を任命する。

(2) 各州環境委員会は以下から構成される。

- (a) 議長を務める当該州の州行政長官
 - (b) 事務局長を務める当該州の州環境局長
 - (c) 付則 1 に規定された事項を所管する省庁の州レベルの代表者各 1 名
 - (d) 行政区域が全体的又は部分的に当該州の管轄下に入る地方自治体の代表者各 1 名
 - (e) 大臣が任命する、当該州内の農家又は畜産農家の代表者 2 名
 - (f) 大臣が任命した、関係州内で営業しているビジネス界の代表者 2 名
 - (g) 大臣が非政府組織国家評議会と相談の上任命した、当該州内で環境管理プログラムに従事している非政府組織の代表者 2 名
 - (h) 全体的又は部分的に当該州の管轄下に入る地方開発局の代表者各 1 名
- (3)³各県環境委員会は以下から構成される。

- (a) 議長を務める当該県の県行政長官
- (b) 事務局長を務める当該県の県職員
- (c) 当該時点で付則 1 に規定された事項を所管する省庁の県レベルの代表者各 1 名
- (d) 行政区域が全体的又は部分的に当該県の管轄下に入る地方自治体の代表者各 1 名
- (e) 大臣が任命する、当該県内の農家又は畜産農家の代表者 2 名
- (f) 大臣が任命する、当該県のビジネス界の代表者 2 名
- (g) 大臣が非政府組織国家評議会と相談の上任命する、当該県で運営する環境管理プログラムに従事している非政府組織の代表者 2 名
- (h) 大臣が任命する、当該県で運営する環境プログラムに従事しているコミュニティベース組織の代表者 2 名

(州環境委員会及び県環境委員会の機能)

30. 州環境委員会及び県環境委員会は、

- (a) 任命された州又は県における適切な環境管理に責任を有する。
- (b) 本法によって規定された、又は官報通知により大臣から随時課される追加の役割を果たす。

(公共申立て委員会)

31. 本法により、公共申立て委員会と呼ばれる当局の委員会(以下「申立て委員会」と言う)を設立する。同委員会は以下から構成される。

³ 原文では(1)だが、(3)と考えられる。

- (a) 大臣が任命した議長で、ケニア高等裁判所の裁判官の任命資格を有する者
 - (b) 司法長官の代表者 1 名
 - (c) ケニア弁護士会の代表者 1 名
 - (d) 非政府組織国家評議会が任命した、申立て委員会の事務局長を務める非政府組織の代表者 1 名
 - (e) 大臣が任命した、ビジネス界の代表者 1 名
 - (f) 環境管理において積極的な役割を果たしていることで大臣が任命したメンバー 2 名
- (2) 議長を除く申立て委員会のメンバーは、3 年を任期とするが、再任命の資格を有する。ただし、いかなるメンバーも、2 期を超えて在職してはならない。
- (3) 第(1)項(b)の下任命されたメンバーを除く申立て委員会のメンバーは、
- (a) 議長を通して大臣に書面で通知することにより、いつでも辞任することができる。
 - (b) 以下のいずれかに該当する場合、大臣によって解任させることができる。
 - (i) 議長の許可を得ずに 3 回連続で委員会の会議を欠席した場合
 - (ii) 刑事犯罪で有罪判決を受け、6 か月を超える懲役又は 10,000 シリングを超える罰金を宣告された場合
 - (iii) 長期の肉体的又は精神的疾患により不適格となった場合
 - (iv) その他、その役割を果たすことができない又は果たすことに適さない場合
- (4) 申立て委員会のメンバーが任期満了前に職務を辞した場合、任命権者はその代理としてふさわしい者を任命する。長引く可能性のある一時的な不適格状態のために申立て委員会のメンバーが自らの職務の役割を果たせない場合、任命権者は、かかる不適格状態が解決したと大臣が判断するまでの間、当該メンバーの代理人を任命することができる。
- (6) 本法に従い、申し立て委員会は自らの手続きを規定する。

(申立て委員会の機能)

32. 申立て委員会の役割は以下のとおりである。

- (a) 以下を調査し、その発見について関連する自らの勧告を加えて評議会に報告すること
 - (i) 個人又は当局に対する、ケニアの環境状況に関する申立て又は苦情
 - (ii) 自ら提議した、環境悪化の疑いがある事例
- (b) 第 9 条(3)における環境状況に関する年間報告書の一部を成す、自らの活動に関する定期報告書を作成し、評議会に提出すること
- (c) その他、評議会により課される役割を果たし、権限を行使すること

(申立て委員会の権限)

33. (1) 申立て委員会は、書面による通知により、いかなる個人に対しても以下のいずれかを要求することができる。

(a) 第 32 条に基づく申立ての調査に関連して、申立て委員会にすべての合理的な支援を提供すること

(b) 第 32 条に基づく申立ての調査に関する事項について、審理のため申立て委員会に出頭すること

(2) 以下のいずれかに該当する者は、法律に違反する。

(a) 当人に適用された申立て委員会の要求に関し、これに応じることができる範囲まで応じることを拒否した場合又は応じなかった場合

(b) 本法における当人の権限の行使にあたり、申立て委員会の妨害又は邪魔をした場合

(c) 申立て委員会に対し、重要な点に関し、虚偽又は誤解を招くものと知りながら情報提供又は陳述を行った場合

(d) 審理のため申立て委員会に出頭した際、重要な点に関し、虚偽又は誤解を招くものと知りながら陳述を行った場合

(3)⁴第(2)項において有罪判決を受けた者には、50,000 シリング以下の罰金が科せられる。

(4)⁵第(2)項における不法行為が継続的な不法行為である場合、有罪となった者には、第(3)項に規定された罰則に加え、当該不法行為が継続している間毎日 10,000 シリングの罰金が科せられる。

(申立て委員会の行為の免責)

34. 本法における申立て委員会の責務を果たす際に善意で行われた事柄に関し、申立て委員会の議長又はメンバーを告発してはならない。

(利害の開示)

35. (1) 申立て委員会のメンバーが申立て委員会に提議された事項に関して直接的又は間接的な利害を有しており、当該事項が調査対象となっている申立て委員会の会議に出席する場合、当該メンバーは、当該会議において、その開始後合理的に実施可能な限り速やかに事実を開示することとし、当該事項に関連するいかなる問題についても検討、協議又は投票に参加してはならず、また当該事項の検討中は会議の定足数に含めてはならない。

(2)⁶第(1)項に基づいて行う利害の開示は、それが行われた会議の議事録に記録される。

⁴ 原文では番号無しだが、前後の文脈から(3)と考えられる。

⁵ 原文では(3)だが、文脈から(4)と考えられる。

⁶ 原文では(4)だが、(2)と考えられる。

(申立て委員会の俸給及びその他の手当)

36. (1) 申立て委員会の議長及びメンバーには、評議会が定める俸給、報酬又は費用手当が支払われる。

(2) 第(1)項に規定された俸給、報酬又は手当は、本法における自らの役割の遂行において申立て委員会发生するその他の費用とともに、かかる目的のために議会が規定した金銭より支払われる。

(略)

第4編 環境計画の策定

(略)

第5編 環境の保護と保全

(略)

(伝統的利益の保護)

43. 大臣は、官報通知によって、湖岸、湿地帯、沿岸地域若しくは河岸又はその周辺に習慣上居住している先住民コミュニティの伝統的な利益を保護すべき利益であると宣言することができる。

(略)

(生物多様性の保全)

50. 当局は、関連主要機関と協議の上、ケニアにおける生物多様性の保全を確保するために必要な取組みを規定する。この点に関連して、当局は以下のことを行う。

(a) ケニアの生物多様性インベントリーの特定、作成及び維持管理

(b) 生物多様性のいずれの構成要素が絶滅危機種、希少種又は絶滅危惧となるおそれのある種(Endangered, rare or threatened species)であるかの判断

(c) 生物多様性に対する潜在的脅威の特定及びその影響を排除又は阻止するためのさまざまな取組みの発案

(d) 既存の政府活動及び民間による活動に、生物多様性に関する保全及び持続可能な利用の倫理を統合するための取組みの実施

- (e) 生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国家戦略、計画及び政府プログラムの明示
- (f) 生物多様性に関する地域コミュニティの固有の財産権の保護
- (g) 湿地帯の保護、気候への影響、文化的及び美的価値、並びにそれらの現実及び潜在的な遺伝的価値の観点から、活用されていない天然資源の価値を評価すること

(生息域内の生物資源の保全)

51. 当局は、関連主要機関と協議の上、生息域内の生物資源の保全を確保するために適切な取組みを規定し、この点に関連して以下のガイドラインを発行する。

- (a) 生物多様性の保全と両立する土地利用方法
- (b) ケニアの管轄下の陸上及び水中のさまざまな生態系の保全を促進するための保護地域の選定及び管理
- (c) 保護地域周辺の緩衝地帯の選定及び管理
- (d) 絶滅が危惧される種、生態系及び生息地を保護するための特別な取決め
- (e) 自然生息地への外来種の導入の禁止及び制御
- (f) 生物多様性の保全のための伝統的知識と主流となっている科学知識の統合

(生息域外の生物資源の保全)

52. 当局は、関連主要機関と協議の上、以下のことを行う。

- (a) 生息域外の生物資源、特に絶滅危惧種を保全する取組みの規定
- (b) 以下の管理に関するガイドラインの発行
 - (i) 生殖質バンク
 - (ii) 植物園
 - (iii) 動物園又は水族館
 - (iv) 動物孤児院
 - (v) その他当局の委員会から当局に推薦された施設又は当局が必要と考えた施設
- (c) 生息域外で保護する絶滅危惧種が、以下のいずれかの場合にその本来の生息地及び生態系に戻れるよう確保すること
 - (i) 当該種に対する脅威が終息した場合
 - (ii) 当該絶滅危惧種の個体数が生存可能な数に達した場合

(ケニアの遺伝資源へのアクセス)

53. 当局は、主要関連機関と協議の上、ケニア国民の利益のためにケニアの遺伝資源の持続可能な管理及び利用を実現するため、ガイドラインを発行し、取組みを規定する。

(2) 第(1)項の一般的効果を損なうことなく、同項の下発行されるガイドライン及び規定された取組みは、以下のことを明示する。

- (a) ケニア国民以外によるケニアの遺伝資源へのアクセスに関するライセンスの発行及び当該アクセスに支払われる手数料を含めた適切な取決め
- (b) 生殖質の輸入又は輸出を規制する取組み
- (c) ケニアの遺伝資源から得られる利益の配分
- (d) バイオテクノロジーを規制するために必要なバイオセイフティ対策
- (c) バイオテクノロジーの開発、アクセス及び移転を規制するために必要な取組み
- (f) その他、ケニアの遺伝資源のよりよい管理のために当局が必要と考える事項

(環境的に重要な地域の保護)

54. (1) 大臣は、特定の生態学的プロセス、自然環境システム、自然美若しくは固有野生生物種の促進及び保全又は生物多様性一般の保全を目的として、関連主要機関と協議の上、官報通知によって、陸地、海、湖又は河川のいかなる地域も、保護すべき自然環境であると宣言することができる。

(2) 第(1)項を損なうことなく、当局は、関連主要機関と協議の上、本条の下保護すべき自然環境地域であると宣言した環境的に重要な地域の管理及び保護のため、ガイドラインを発行し、取組みを規定することができる。

(略)

第6編 環境影響評価

(環境影響評価ライセンスの申請)

58. (1) 本法又はケニアのその他現行法において付与された承認、許可又はライセンスにかかわらず、プロジェクトの提案者である者は、本法の付則 2 において規定されたいかなる事業も、融資、開始、継続、実施、遂行若しくは実行する前又は他者に融資、開始、継続、実施、遂行若しくは実行させる前に、プロジェクト報告書を規定の様式で当局に提出して規定された情報を提供するものとし、これには規定された手数料の支払いが伴われる。

(2) 第(1)項の下提出されたプロジェクト報告書を検討した上で計画されたプロジェクトが環境に重大な影響を与える可能性若しくは恐れがある、又は与えると確信した当局がそのように指示した場合、プロジェクトの提案者は、自らの負担で環境影響評価調査を実施、又は実施させ、その報告書を作成する。

(3) 本項の下作成された環境影響評価調査報告書は、規定の様式で当局に提出して規定された情報を提供するものとし、規定された手数料の支払いが伴われる。

(4) 大臣は、当局が関連主要機関と協議した上で行う助言に基づいて、官報通知によって、本法の付則 2 を改正することができる。

(5) 本法において必要とされる環境影響評価の調査及び報告書は、当局より代表として権限を付与された個人専門家又は専門家組織によってそれぞれ実施又は作成される。当局は、当局から環境影響評価の調査及び報告書をそれぞれ実施又は作成する正当な権限を付与されたすべての専門家とその組織の登録を維持管理する。当該登録は公式文書であり、規定された手数料を支払えば誰でも合理的な時間(Reasonable hours)に閲覧することができる。

(6) 局長は、基準実施・検討委員会と協議の上、環境影響評価の実施権限の付与を希望する専門家からの申請を承認することができる。当該申請は、規定された方法で行われ、必要とされる手数料の支払いを伴うものとする。

(7) 環境影響評価は、本法のもと発行される環境影響評価の規則、ガイドライン及び手続きに従って行われる。

(8) 局長は、環境影響評価ライセンスの申請に対し、6 か月以内に返答する。

(9) 申請書を提出した際、規定された期間内に局長から連絡を受け取らなかった者は、当該提出から 9 か月以内に(within nine months) 事業を開始することができる。

(環境影響評価の公表)

59. (1) 第 58 条(2)に規定される提案者から環境影響評価調査報告書を受領した際、当局は官報及びプロジェクトの地域若しくは提案地域で配布される新聞において、少なくとも 2 週間連続で毎週 1 度、以下のことを記載した全く同じ通知を公表させる。

(a) プロジェクトの概要

(b) プロジェクトが実施される予定の場所

(c) 環境影響評価の調査、評価又は見直しに係る報告書の検証が行われる場所

(d) 環境影響評価の調査、評価又は見直しに係る報告書について、一般から口頭又は書面でコメントを提出する 90 日以内の期限

(2) 当局は、個人からの申請に基づき、環境影響評価報告書に関して口頭又は書面でコメントを提出する者に合理的な機会を与えるため、(d) 項で規定された期間を延長することができる。

(主要機関からの環境影響評価報告書に対するコメント)

60. 主要機関は、局長からの書面による要請に基づき、当該書面要請の日から 30 日以内に、環境影響評価の調査、評価又は見直しに係る報告書に関するコメントを書面で提出する。

(環境影響評価に関する技術顧問委員会)

61. 当局は、環境影響評価関連報告書に関する助言を当局に行う技術顧問委員会を設立することができる。また局長は、これに基づき任命された技術顧問委員会の委任事項及び手続きルールを規定する。

(追加的な環境影響評価)

62. 当局は、環境影響評価の調査、見直し又は評価に係る報告書が可能な限り正確かつ網羅的なものとなるよう確保することを目的に、プロジェクトの提案者に対し、自らの費用で評価若しくは環境影響評価調査の更なる実施、見直し又は追加情報の提出を要求することができる。

(環境影響評価ライセンス)

63. 当局は、環境影響評価の調査、評価又は見直しに係る報告書の妥当性に納得した上で、持続可能な開発及び適切な環境管理を促進するために適切かつ必要な条件で、環境影響評価ライセンスを発行することができる。

(環境影響評価ライセンス発行後の新たな環境影響評価報告書の提出)

64. (1) 以下のいずれかに該当する場合、当局は、環境影響評価ライセンスの発行後いつでも、当該ライセンスの保有者に対して、自らの費用で当局が規定する期間内に新たな環境影響評価の調査、評価又は見直しに係る報告書を提出するよう指示することができる。

(a) プロジェクト又はプロジェクトの運営方法に大きな変更又は修正がある場合

(b) 調査、評価又は見直しの際に合理的に予見できなかった環境的な脅威をプロジェクトが有する場合

(c) 第 58 条に規定される環境影響評価ライセンスの申請の根拠として提案者が自ら提供した情報又はデータが虚偽、不正確又は誤解を意図するものだったと立証された場合

(2) 第(1)項に基づいて発行された当局の指示に従わなかったか、これを無視又は拒絶した者は不法行為で有罪となる。

(環境影響評価ライセンスの移転)

65. (1) 環境影響評価ライセンスは、当該ライセンスが発行されたプロジェクトに限り、その保有者から他者に移転することができる。

(2) 本条の下環境影響評価ライセンスが移転される場合、これが移転される者及びこれを移転する者は、移転後 30 日以内に書面にて合同で当該移転を局長に通知する。

(3) 第(2)項に基づく移転の合同通知が行われなかった場合、登録されたライセンス保有者が、本法の目的のため、場合に応じて所有者又はプロジェクトの管理若しくは制御に責任を有する者と見なされる。

(4) 本条における環境影響評価ライセンスの移転は、局長に当該移転が通知された日から効力を生ずる。

(5) 本条の条項に抵触する者は不法行為で有罪となる。

(環境影響評価ライセンスに関する保護)

66. (1) 政府、当局又はいかなる公務員も、環境影響評価の調査、評価若しくは見直しに係る報告書を承認したこと若しくは環境影響評価ライセンスを付与したことを理由に、又は当該ライセンスに付随する条件を理由に、プロジェクト又はプロジェクトの結果に関して民事又は刑事責任を負わない。

(2) プロジェクトに関する環境影響評価ライセンスの発行は、プロジェクトの実施、管理又は運営方法に関し、提案者に対して提議又は申請される民事訴訟又は起訴の抗弁にならない。

(環境影響評価ライセンスの破棄、一時停止又は取消)

67. (1) ライセンス保有者がライセンスの規定に抵触した場合、当局は基準実施・検討委員会の助言に基づき、環境影響評価ライセンスの取消、破棄又は 24 カ月以下の期間一時停止を行う。

(2) 環境影響評価ライセンスの破棄、一時停止、取消が行われた場合は必ず、当局より新たなライセンスが発行されるまで、当該ライセンスの保有者はライセンス対象のプロジェクトを継続してはならない。

(3) 当局は、本法において発行されたすべての環境影響評価ライセンスの登録を維持管理する。当該登録は公式文書であり、規定された手数料を支払えば誰でも合理的な時間に閲覧することができる。

第 7 編～第 11 編

(略)

第 12 編 国立環境裁判所

(略)

(裁判所への提訴)

129. (1) 以下により権利を侵害された者は、不満のある事態が発生してから60日以内に、裁判所に対し、裁判所が規定する方法で提訴することができる。

- (a) 本法又はその下で策定された規則におけるライセンスの付与又は当人のライセンスの移転の拒絶
- (b) 本法又はその下で策定された規則における当人のライセンスの条件、制限又は規制を課すること
- (c) 本法又はその下で策定された規則における当人のライセンスの破棄、一時停止又は変更
- (d) 本法又はその下で策定された規則における手数料として当人が支払わなければならない金銭の額
- (e) 本法又はその下で策定された規則における当局から当人に対する環境再生命令又は環境改善命令を課すること

(2) 本法が局長、当局又は当局の委員会に決定権限を付与する場合、本法において別途明示的な規定がない限り、当該決定は、裁判所がかかる目的のために確立する手続きに基づく裁判所への提訴の対象となる。

(3) 提訴が為された際、裁判所は以下のいずれかを行うことができる。

- (a) 論争中の命令又は決定の確認、差止め又は変更
- (b) 提訴に関連した手続きの間、当局が行使していたであろう権限の行使
- (c) 裁判所が公正と考えるその他命令の発出(費用に関する命令を含む)

(4) 本条の下で裁判所に提訴が為された場合、当該提訴の対象となるいかなる事項又は活動も、訴訟が終結するまで現状を維持する。

(略)

第13編 環境犯罪

(検査に関する不法行為)

137. 以下の者は、法律に違反し、有罪判決を受けた場合は24カ月以下の懲役若しくは500,000シリング以下の罰金、又はその両方が科せられる。

- (a) 本法又はその下で策定された規則における自らの責務を果たす環境検査官の妨害又は邪魔をした者
- (b) 本法又はその下で策定された規則に従って環境検査官が行う適法な命令又は要求に従わなかった者
- (c) 本法又はその下で策定された規則において環境検査官に立ち入り権限が付与された土地、敷地、船舶又は自動車に環境検査官が立ち入ることを拒否した者

- (d) 環境検査官であると詐称した者
- (e) 本法又はその下で策定された規則の条項に基づいて保管された記録又は文書を環境検査官が閲覧することを拒否した者
- (f) 本法又はその下で策定された規則における自らの責務を果たす環境検査官に対し、自らの氏名又は住所について述べなかつた者又は虚偽を述べた者
- (g) 本法又はその下で策定された規則の下、環境検査官に誤解又は間違つた情報を与えた者
- (h) 本法の下環境検査官が発した改善命令を実施しなかつたか、これを無視又は拒絶した者

(環境影響評価に関する不法行為)

138. 以下の者は法律に違反し、有罪判決を受けた場合は24カ月以下の懲役若しくは2,000,000シリング以下の罰金、又はそのような懲役及び罰金の両方が科せられる。

- (a) 本法第 58 条の要求に反して、プロジェクト報告書を提出しなかつた者
- (b) 本法又はその下で策定された規則の要求に従つて環境影響評価報告書を作成しなかつた者
- (c) 本法又はその下で策定された規則の下提出した環境影響評価報告書において不正に虚偽の記述をした者

(記録に関する不法行為)

139. 以下の者は法律に違反し、有罪判決を受けた場合は500,000シリング以下の罰金若しくは18カ月以下の懲役、又はそのような罰金及び懲役の両方が科せられる。

- (a) 本法の下行う必要のある記録をしていなかつた者
- (b) 本法の下行う必要のある記録を不正に変更した者
- (c) 本法の下行う必要のある記録において不正に虚偽の記述をした者

(基準に関する不法行為)

140. 以下の者は法律に違反し、有罪判決を受けた場合は500,000シリング以下の罰金若しくは24カ月以下の懲役、又はそのような罰金及び懲役の両方が科せられる。

- (a) 本法の下規定された環境基準に抵触した者
- (b) 本法の下規定された取組みに抵触した者
- (c) 本法の下規定された取組みに反して、浪費的かつ破壊的な方法で環境又は天然資源を利用した者

(有害廃棄物、有害物質、化学物質及び放射性物質に関する不法行為)

141. 以下の者は法律に違反し、有罪判決を受けた場合は1,000,000シリング以下の罰金若しくは2年以下の懲役、又はその両方が科せられる。

- (a) 本法に基づいて有害廃棄物及び有害物質を管理しなかった者
- (b) 本法に反して、有害廃棄物を輸入した者
- (c) 廃棄物、殺虫剤、化学物質、有害物質又は放射性物質に故意に虚偽の表示をした者
- (d) 本法に基づいて化学物質又は放射性物質を管理しなかった者
- (e) 有害廃棄物、化学物質、有害物質及び殺虫剤又は危険物質の不法取引を支援又は幫助した者
- (f) 本法に反する化学物質又は有害廃棄物をケニア国内で処分した者
- (g) 有害廃棄物、化学物質又は放射性物質の管理に関し、情報を提供しない又は虚偽の情報の提供を行った者

(汚染に関する不法行為)

142. 以下の者は法律に違反し、有罪判決を受けた場合は500,000シリング以下の罰金が科せられる。

- (a) 本法の条項に反して、陸地、水、大気又は水生環境に危険な原料、物質、油、油性混合物を排出した者
- (b) 本法の条項に反して、環境を汚染した者
- (c) 本法の条項に反して、環境に汚染物質を排出した者

(2) 本条第(1)項の下裁判所が汚染者に対して課す罰則に加えて、裁判所は当該人物に以下を指示することができる。

- (a) 汚染された環境の浄化及び汚染の除去にかかる全費用を支払うこと
- (b) 当局の満足が行くように汚染された環境の浄化及び汚染影響の排除を行うこと

(3) 本条第(1)項、第(2)項の条項を損なうことなく、裁判所は、適切な補償、再生又は賠償により、第三者に対して汚染費用の支払いを行うよう汚染者に指示することができる。

(環境再生命令、緩和措置及び環境保全命令に関する不法行為)

143. 以下の者は法律に違反し、有罪判決を受けた場合は12カ月以下の懲役若しくは500,000シリング以下の罰金、又はその両方が科せられる。

- (a) 本法の下出された環境再生命令に従わなかったか、これを無視又は拒絶した者

(b) 本法の下発行された緩和措置に従わなかったか、これを無視又は拒絶した者

(c) 本法の下出された環境保全命令に従わなかったか、これを無視又は拒絶した者

(一般的な罰則)

144. 本法又はその下で策定された規則の条項に違反した者は、特に別段の罰則が規定されていない限り、有罪判決を受けた場合、18 カ月以下の懲役若しくは 350,000 シリング以下の罰金、又はそのような罰金及び懲役の両方が科せられる。

(法人、合名会社、役員及び従業員による不法行為)

145. (1) 本法に対する違反が法人によって為された場合、当該法人及び不法行為の実施を知らながら本法順守を確保するために効率的かつ経済的に相当の努力を行わなかった当該法人の取締役又は職員はすべて不法行為で有罪となる。

(2) 本法に対する不法行為が合名会社によって為された場合、不法行為の実施を知らながら又は当然知り得ながら本法順守を確保するために正当な努力、効率化及び経済性の向上を行わなかった当該合名会社のパートナー又は役員はすべて法律に違反する。

(3) 本法に対する不法行為を自らの責任で自ら為した者も、他者の代理人又は従業員として為した者も、個人的責任を有する。

(4) 雇用主又は役員は、従業員又は代理人が本法に対して行った不法行為に関し、雇用主又は上役が当該不法行為は自らの明示的又は習慣的な指示に反して行われたものであると立証しない限り、責任を有する。

(没収、取消及びその他の命令)

146. (1) 本法又はその下で策定された規則における不法行為の起訴を受けた裁判所は、以下のいずれかの場合、他の命令に加え、関連する不法行為が為された際に用いられた、又は当該不法行為が為された際に利用された物質、自動車、機材及び設備又はその他のものを国が没収し、裁判所の指示通り処分するよう命令することができる。

(a) 被告人が有罪判決を受けた場合

(b) 誰も有罪とはならないにもかかわらず、不法行為が為されたと裁判所が確信した場合

(2) 第(1)項の下没収命令を出すにあたり、裁判所は、同項の下有罪となった者に、同項で規定された物質、自動車、機材、設備又はその他のものを処分する費用を負担するよう命令することもできる。

(3) 裁判所はさらに、本法の下付与された当該不法行為に関連するライセンス、許可又は権限を取消すよう命令することができる。

(4) 裁判所はさらに、有罪判決を受けた者に対し、自らの負担で環境を可能な限り不法行為前の元の状態に戻すよう要求する命令を発行することができる。

(5) 裁判所は加えて、本法の条項に基づいて有罪判決を受けた者に環境再生命令を発行することができる。

第 14 編 規則

(規則)

147. (1) 大臣は、当局の勧告に基づき、関連主要機関と協議の上、本法において規定することが必要若しくは許可された事項又は本法の条項の効力を十分に発揮するために規定することが必要若しくは有効な事項を規定する規則を策定することができる。

(2) ⁷第(1) ⁸項の下策定された規則は以下を行うことができる。

(a) ライセンスの発行、修正及び破棄に関する条項を策定すること

(b) 手数料の賦課及び負担金の徴収を規定すること

(c) 発表の時点又は随時変更された時点において効力を有する、主要機関によって規定されたルール、基準、ガイドライン、規則、細則、条例、指示、仕様又は行政手続きを、全体的若しくは部分的又は修正付きで採用すること

(環境に関連する既存の法律)

148. 本法の発効直前に効力を有する環境管理に関する成文法は、本法を発効させるために必要な修正を行うことを条件に効力を保ち、当該法の条項が本法の条項と矛盾する場合は本法の条項を優先する。

⁷ 原文では番号が付されていないが(2)と考えられる。

⁸ 原文では(2)だが(1)と考えられる。